忠岡町地域防災計画

概 要 版

平成 27 年修正

忠 岡 町 防 災 会 議

目 次

第1編	総則	1
第1節	目的等	1
第2節	防災の基本方針	
第3節	防災関係機関の基本的責務と業務大綱	1
第4節	住民・事業者の基本的責務	
第5節	地域防災計画の修正	2
第2編	災害予防対策	3
第1章 🗓	- 方災体制の整備	3
第1節	総合的防災体制の整備	3
第2節	情報収集伝達体制の整備	
第3節	消火・救助・救急体制の整備	
第4節	災害時医療体制の整備	6
第5節	緊急輸送体制の整備	7
第6節	避難受入れ体制の整備	8
第7節	緊急物資確保体制の整備	9
第8節	ライフライン確保体制の整備	10
第9節	交通確保体制の準備	10
第10額		
第 11 節	↑ 帰宅困難者支援体制の整備	10
第2章 地	 也域防災力の向上	11
第1節	防災意識の高揚	11
第2節	自主防災体制の整備	11
第3節	ボランティアの活動環境の整備	12
第4節	企業防災の促進	12
第3章 災	災害に強いまちづくり(災害予防対策の推進)	
第1節	都市の防災機能の強化	
第2節	地震災害予防対策の推進	
第3節	津波災害予防対策の推進	
第4節	水害予防対策の推進	
第5節	風害予防対策の推進	17

第6節	危険物等災害予防対策の推進	17
第7節	火災予防対策の推進	17
第3編	災害応急対策	18
第1章 注	- 活動体制の確立	18
第1節	- 組織動員	
第2節	広域応援等の要請・受入れ・支援	
第3節	災害緊急事態	
第2章	情報伝達・警戒活動	20
第1節	警戒期の情報伝達	20
第2節	警戒活動	21
第3節	津波警戒活動	
第4節	発災直後の情報収集伝達	
第5節	災害広報	22
第3章	消火、救助、医療救護	
第1節	消火・救助・救急活動	23
第2節	医療救護活動	23
第4章 過	避難行動	24
第1節	避難誘導	
第2節	避難所の開設・運営	
第3節	避難行動要支援者への支援	24
第5章 3	交通対策、救急輸送活動	25
	交通規制・緊急輸送活動	
第2節	交通維持復旧	25
	二次災害防止、ライフライン確保	
第1節	公共施設応急対策	25
	民間建築物等応急対策	
第3節	ライフライン・放送の確保	26
	被災者の生活支援	
第1節	オペーレーション体制	25
第2節	災害救助法の適用	26

第3節	緊急物資の供給	26
第4節	住宅の応急確保	
第5節	応急教育等	27
第6節	自発的支援の受入れ	27
第8章 神	社会環境の確保	
第1節	保健衛生活動	27
第2節	廃棄物の処理	
第3節	遺体の処理、火葬等	28
第4節	社会秩序の維持	28
『東海地震	長の警戒宣言に伴う対応』	28
第4編	事故等災害応急対策	29
第1節	海上災害応急対策	29
第2節	鉄道災害応急対策	
第3節	道路災害応急対策	
第4節		
第5節	高層建築物、市街地災害応急対策	
第6節	その他災害応急対策	
第5編	災害復旧・復興対策	30
第1章 分	災害復旧対策	30
第1節	復旧事業の推進	30
第2節	被災者の生活確保	30
第3節	中小企業の復旧支援	30
第4節	農林漁業関係者の復旧支援	30
第5節	ライフライン等の復旧	30
	災害復興対策	
第1節	復興に向けた基本的な考え方	31
第2節	本町における復興に向けた取組み	31

第1編 総則

第1節 目的等

第1 計画の目的

忠岡町地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、本町域にかかる災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、防災活動の総合的かつ計画的推進を図り、住民との相互協力のもと、本町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 想定する災害の種類

この計画においては、発生し得る災害は、地震災害、津波災害、風水害、海上災害、 鉄道災害、道路災害、危険物等災害、高層建築物及び市街地災害、竜巻災害を想定し た。

第2節 防災の基本方針

本町では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓として、また、今般、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことから、災害対策の一層の充実強化を進めていくため、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据え、下記の基本方針を定める。

I 命を守る II 命をつなぐ Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持 IV 経済活動の機能維持 V 迅速な復旧・復興

そのためには、各防災機関の適切な役割分担及び相互の連携協力と、町民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

防災関係機関は、本町域の災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、総合的かつ計画的に防災対策を実施する。

本町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、 その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

第4節 住民・事業者の基本的責務

第1 住民の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが、防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がける。

第2 事業者の基本的責務

事業者は、災害時に果たす役割(従業員や利用者の安全確保等)を十分に認識し、 防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画 の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

第3 住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開

災害の軽減には、住民、事業者、公共機関、大阪府、本町等が、それぞれ防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねを行う必要がある。

第5節 地域防災計画の修正

【資9(1)】

この地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、効果的 な計画の整備を図る。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な 主体の参画促進に努める。

第2編 災害予防対策

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

第1 中枢組織体制の整備

【資2(1)】【資2(2)】【資9(2)】

本町は、総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災にかかる中枢的な組織体制の整備及び充実を図る。

- ・平常時における防災対策は、関係部課長及び防災担当課をもって推進する。
- ・本町域又は隣接市において、震度4の地震が発生したとき、また、災害発生の恐れがある気象予警報等により通信情報があり、災害の恐れがあるが、時間、規模など予測困難なとき、小規模の災害が発生したとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、その他町長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。
- ・本町域又は隣接市において、震度5弱以上の地震が発生したとき、また、中規模 又は大規模な災害が発生し、又は発生する恐れが確実なとき、その他町長が必 要と認めたとき等、避難救援応急復旧等が円滑迅速に行えるよう町の全力をあ げて、防災対策に取り組むため設置する。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

本町は、災害対策本部室に役場庁舎5階の特別会議室を活用し、防災中枢機能の強化に努める。また、代替施設については、忠岡町文化会館又は消防署を選定し、バックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努める。

第3 装備資機材等の備蓄

【資4(1)】【資4(2)】

応急対策及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、 整備に努める。

第4 防災訓練の実施

本町、大阪府及び消防団等の防災関係機関は、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制に万全を期する等を目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施するよう努める。

第5 人材の育成

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育を充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

第6 本町被災による行政機能の低下等への対策

本町及び大阪府は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制やシステムを整備する。

第7 事業者、ボランティアとの連携

大阪府及び本町は、企業等との間で連携強化を進め、あらかじめ協定を締結するなど、協力体制を構築するように努める。

また、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。なお、本町は平成25年4月、忠岡町社会福祉協議会との間で、災害時のボランティアセンターの設置及び運営について、連携、協力すること等を定めた協定を締結している。

第2節 情報収集伝達体制の整備

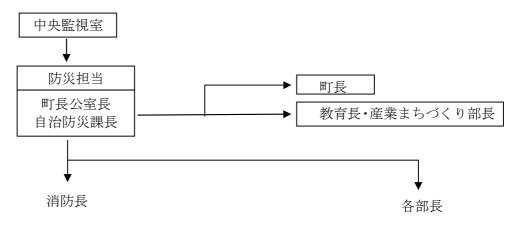
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

【資2(4)】【資3(1)】

本町、大阪府及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、大阪府及び防災関係機関と相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

第2 情報収集伝達体制の強化

勤務時間外における伝達体制は、下図の通りである。



第3 被害情報の収集伝達

【資2(4)】【資3(2)】

本町は、災害が発生したときは、関係機関と相互連携を保ちつつ、被害状況等を的確に収集し、必要な関係機関に速やかに伝達する。

第4 災害広報体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報及び被災者に 対する生活情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

本町、防災関係機関は、被害を最小限にとどめるため、以下の消火・救助・救急体制の整備に努める。

第1 火災予防対策

- 1 火災予防査察の強化
- 2 防火管理者制度の推進
- 3 防火対象物定期点検報告制度の推進
- 4 一般家庭防火対策の推進

第2 消防力の充実

【資6(1)】【資6(2)】【資6(3)】【資6(4)】

- 1 消防施設等の強化
- 2 消防水利の確保
- 3 活動体制の整備
- 4 消防団の活性化
- 5 広域消防応援体制等の整備
 - (1) 航空消防疝援協定(大阪市)
 - (2) 大阪府下広域消防相互応援協定(府下市町村)
 - (3) 大阪府南ブロック消防相互応援協定
 - (4) 船舶火災の消火に関する業務協定(大阪海上保安監部等)
 - (5) 関西国際空港消防相互応援協定
- 6 本町消防の広域化
- 7 連携体制の整備

第4節 災害時医療体制の整備

第1 医療情報の収集伝達体制の整備

本町は、大阪府、医療関係機関と相互に連携して、災害医療情報収集員を指名するなど、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。特に情報収集伝達手段が麻痺した場合には、災害医療情報収集員を指名して情報収集にあたる。

第2 現地医療体制の整備

本町、大阪府及び医療関係機関は、救護所において、応急処置などを行う下記の現 地医療体制を整備する。

- 1 医療救護班の種類と構成
- 2 医療救護班の編成基準
- 3 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整
- 4 救護所の設置

第3 後方医療体制の整備

本町は、地域における災害医療の拠点を確保し、多数の患者の収容力を確保するため、後方医療体制について、大阪府及び医療関係機関と調整し、その整備に協力する。

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院 : 大阪府立急性期・総合医療センター

イ 地域災害拠点病院 : 市立堺病院、りんくう総合医療センター、

大阪府泉州救命救急センター

(2) 特定診療災害医療センター :

:大阪府立成人病センター、大阪府立精神医療センター、 大阪府立呼吸器アレルギー医療センター、

大阪府立母子保健総合医療センター

- (3) 忠岡町災害医療センター : 岸和田市民病院、医療法人穂仁会聖祐病院
- (4) 災害医療協力病院等

第4 医薬品等の確保体制の整備

本町及び大阪府は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

第5 患者等搬送体制の確立

本町は、大阪府と協力しながら、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

第6 個別疾病対策

本町及び大阪府は、専門医療が必要となる疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

第7 関係機関医療協力体制の確立

【資5(1)】

和泉保健所管内健康危機管理関係機関連絡会議等を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

第8 医療関係者に対する訓練等の実施

【資5(1)】

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。また、本町、大阪府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制の整備

本町、大阪府その他の防災関係機関は、災害発生時に消火、救助、救急並びに緊急物資の供給を迅速、的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

第1 陸上輸送体制の整備

陸上輸送における下記の体制及び交通路の整備を行う。

- 1 緊急交通路の選定(広域緊急交通路:国道26号、大阪臨海線、地域緊急交通路)
- 2 緊急交通路の整備
- 3 災害時の応急点検体制の整備
- 4 緊急交通路の周知

第2 航空輸送体制の整備

【資10】

本町は、陸上輸送が途絶した場合に備えた空のアクセスを確保し、災害時の救護・

救助活動、緊急物資の輸送等を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートを選定 し、大阪府に報告する。

(災害時用臨時ヘリポートの選定状況) 忠岡町民運動場、忠岡町民第2運動場、大津川河川公園

第3 水上輸送体制の整備

【資10】

大量の人員、物資の輸送可能な輸送手段である水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者は、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。

第4 輸送手段の確保

【資10】【資 様式 緊急通行車両関係様式】

本町は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や、震災時における運用の手順を整備する。

第5 交通規制・管理体制の整備

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険で、応急復旧を必要とする場合、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第6節 避難受入れ体制の整備

第1 避難場所・避難路の指定

【資8(1)】【資8(2)】

本町は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

本町は、関係機関と協力し、一時避難場所及び避難路を避難行動要支援者にも配慮 して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

第3 避難所の指定、整備

本町は、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により、避難を必要とする住民を、臨時に受入れることのできる避難所を指定、整備する。

第4 避難誘導体制の整備

1 本町

(1) 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等等を行う。

- (2) 地域特性を考慮した、避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者等の誘導に配慮した体制づくりを図る。
- (3) 避難行動要支援者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。
- (4) 福祉避難所(二次的な避難施設)等において、要配慮者等の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。
- (5) 避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、避難すべき区域や判断基準、 伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

第5 応急危険度判定体制の整備

本町及び大阪府は、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

第6 応急仮設住宅等の事前準備

本町及び大阪府は、あらかじめ公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

第7 罹災証明書の発行体制の整備

【資 様式 罹災証明願】

本町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第7節 緊急物資確保体制の整備

【資4(1)】【資4(2)】【資9(6)】

本町及び大阪府は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、確保体制を整備するものとする。

第8節 ライフライン確保体制の整備

【資7】【資10】

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

第9節 交通確保体制の整備

鉄道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、災害時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努めるものとする。

第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

本町をはじめとする防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導などにおいて、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための下記の体制の整備に努める。

- 1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備
- 2 社会福祉施設の取組み促進
- 3 福祉避難所の指定
- 4 外国人に対する支援体制整備
- 5 その他の要配慮者に対する配慮

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

大阪府、他市町村とも連携し、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

第1 防災知識の普及啓発

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、防災に関する教育の普及推進を図る。

- 1 普及啓発の内容(災害等の知識、災害への備え、災害時の行動等)
- 2 普及啓発の方法(広報紙、防災ハンドブック等)

第2 防災教育

1 学校における防災教育

学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防 災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校 等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

2 消防団等による防災教育

消防団が消防本部等と連携を図り、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、町民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化ができるよう支援する。

第3 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制の整備

【資2(3)】

住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 事業者による自主防災体制の整備

事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域

への貢献・地域との共生の観点から、自主防災体制を整備するよう啓発する。 事業者を地域コミュニティの一員とし、防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防 災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

第2 救助活動の支援

本町、泉大津警察署及び関係機関は、地域住民による自主防災組織が、自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要に応じ救助・救急用資機材の整備を図る。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

忠岡町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備(受入れ体制、窓口、人材育成等)を図る。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割を十分に認識し、被災による業務中断という 事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業 者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定し、運用する よう努める。

第3章 災害に強いまちづくり(災害予防対策の推進)

第1節 都市の防災機能の強化

第1 防災空間の整備

避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、 公園緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備 に努める。また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大き な公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間を確保する。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

公園、道路、河川、港湾、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な下記の防災機能の整備を進める。

- 1 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設 (備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害時用臨時ヘリポート等)の設置
- 2 河川における防災機能の強化
- 3 河川水の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進
- 4 隔海部における防災機能の強化
- 5 ため池等農業水利施設の防災機能の強化

第3 木造密集市街地の整備促進

「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建築物の不燃 化・耐震化の促進と住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

- 1 規制・誘導
 - (防火地域及び準防火地域の指定、「忠岡町耐震改修促進計画」による耐震診断等
- 2 各種事業の推進(道路事業、街路事業、公園事業等)
- 3 災害に強いすまいとまちづくり促進区域の設定

第4 建築物の安全性に関する指導等

建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、指導、助言等を行う。また、 不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

第5 文化財対策

住民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識 の高揚、防災施設の整備等を図る。

第6 ライフライン施設災害予防対策

【資7】

平常時から施設設備の強化と保全に努めるものとし、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への下記の供給ラインの重点的な耐震化及び災害対策の推進に努める。

第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

【資5(2)】【資10】

災害発生時に、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

第2節 地震災害予防対策の推進

第1 大規模地震による本町の被害想定

大規模地震による本町内の被害想定は以下の通りである。

想定地震		上町断層系	生駒断層系	有馬高槻構造 線	中央構造線	南海トラフ
地震の規模		(M) 7.5∼7.8	(M) 7.3∼7.7	(M) 7.3~7.7	(M) 7.7∼8.1	(M) 7.9~8.6
想定項目		計測震度 6弱~6強	計測震度 5弱	計測震度 4~5弱	計測震度 5強	計測震度 5強~6弱
建物全半壊棟数		全壊 995棟 半壊 1,190棟	全壊 0棟 半壊 1棟	全壊 0棟 半壊 0棟	全壊 49棟 半壊 118棟	全壊 55棟 半壊 130棟
出火件数		1件	0件	0件	0件	0件
ライフライン	停電	1,262戸	0戸	0戸	84戸	84戸
	ガス 供給停止	6戸	0戸	0戸	0戸	0戸
	断水	87.9%	22.8%	0%	18.4%	8.9%
	固定電話 不通	2,876回線	21回線	0回線	213回線	2 回線
死傷者数		死者 8名 負傷者 329名	死者 0名 負傷者 0名	死者0名負傷者0名	死者0名負傷者30名	死者0名負傷者33名
罹災者数		6,534人	3人	0人	499人	422人
避難所生活者数		1,895人	1人	0人	145人	123人

資料-1 被害想定(忠岡町の数値)

資料:大阪府地域防災計画関連資料

第2 建築物の耐震対策等の促進

広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行う。

第3 土木構造物の耐震対策等の推進

- 1 基本的な考え方
 - (1) 供用期間中に1~2度発生する確率の一般的な地震動、発生確率は低いが直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動をともに考慮対象とする。
 - (2) 一般的な地震動に対しては、機能に重大な支障が生じず、また、高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。
 - (3) 個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
 - (4) 耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
 - (5) 軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 道路施設

道路管理者は、道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

3 河川施設

河川管理者は、自ら管理する河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に 基づき、耐震対策等を実施する。

4 農業用施設

- (1) ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。
- (2) 土地改良施設耐震対策計画に基づき耐震対策を実施する。
- (3) 老朽化の著しいため池の対策についての啓発指導、危険なため池の改修、 防災上重要なため池を中心に改修補強工事を実施する。
- 5 港湾施設、漁港施設

港湾、海岸及び漁港の管理者は、自ら管理する岸壁・水門等の構造物について 耐震点検に基づき、耐震対策等を実施する。

第3節 津波災害予防対策の推進

第1 想定される津波の設定

- 1 発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(レベル1)
- 2 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波(レベル2)

第2 ハード・ソフトを組み合わせた「多重防ぎょ」

津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成し、津波によって浸水が予想される地域について大阪府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

第3 津波から「逃げる」ための総合的な対策

関係機関と連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波から「逃げる」ための対策として、下記の対策を総合的に取り組む。

- ・津波に対する知識の普及・啓発
- ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル(津波版)の策定
- ・防災訓練の実施
- ・避難場所・津波避難ビル等の指定等

第4節 水害予防対策の推進

第1 洪水対策

1 河川施設の点検と整備(改修) 水防施設の破損による氾濫防止と水防機能向上のため、施設を点検及び必要な 改修整備を行う。

2 水路の整備

町内密集地及び宅地内における浸水は、水路等に破棄されたゴミ等に起因することが多いことから、地域住民に対し、意識向上の啓発活動を実施する。

第2 高潮対策

水門等の平時の管理、点検、操作を行うほか、関係機関との情報連絡体制の確立を図る。

第3 水害減災対策

浸水による被害を減らすため、洪水予報、浸水想定区域、水防警報等の周知、防災 訓練の実施・指導、水防団の強化等を行う。

第4 下水道の整備

本町及び大阪府は、町内における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進め防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

第5節 風害予防対策の推進

危険家屋に対する補強対策や看板、板類の飛散防止対策の指導を行う。

第6節 危険物等災害予防対策の推進

第1 危険物災害予防対策

危険物を取り扱う対象物の事故防止のための指導、自衛消防組織の強化措置、 化学消防力の整備等を行う。

第2 高圧ガス災害予防対策

高圧ガスについては、届け出制並びに規制の強化を図るとともに、その安全指導を行い、事故防止に努める。

第3 火薬類・毒物劇物災害予防対策

火薬類の爆発、火災、毒物劇物の火災、漏洩等の災害を防止するため、火薬類、毒物劇物を業務として製造、貯蔵又は取り扱おうとする者に、届けをさせる。

第4 指定可燃物に対する予防対策

忠岡町火災予防条例に基づき、届出のある施設に対し、法令等に基づく立入り検査、 保安上の行政指導を行い、災害防止を図る。

第7節 火災予防対策の推進

第1 建築物等の火災予防

下記の予防対策を推進する。

1 一般建築物

火災予防査察の強化を行うとともに、防火管理制度、防火対象物定期点検報告制度、住宅防火対策、住民、事業所に対する指導、啓発を推進する。

2 高層建築物

共同防火管理体制の確立、防炎の規制、屋上緊急離着陸場等の整備を実施する。

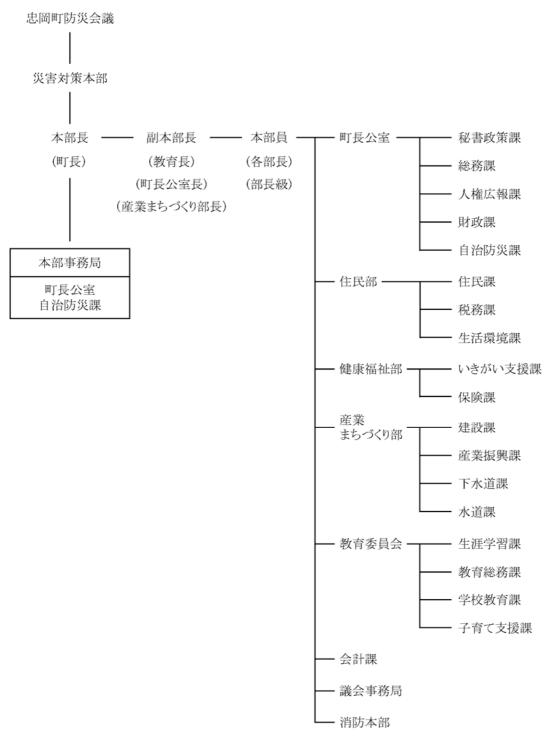
第3編 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員

【資2(1)】【資2(2)】

忠岡町災害対策本部組織



第2 動員配備体制

町長は、災害の規模、種類等を検討し、必要な防災体制をとるため、次の区分の配備を指令する。

- (1) 警戒配備(概ね20人程度)
- (2) A号配備=小規模の災害応急対策を実施する体制(概ね40人程度)
- (3) B号配備=中規模の災害応急対策を実施する体制(概ね70人程度)
- (4) C号配備=全力をあげて災害応急対策等を実施する体制(全職員)

第2節 広域応援等の要請・受入れ・支援

【資4(3)】【資9(7)】【資10】

第1 応援の要求等

本町単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請・要求する。

第2 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策のため、本町の職員のみでは対応できない場合は、 大阪府、他市町村及び指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請する。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

町長は、本町の消防力をもってしても災害応急対策や応急措置に対処できないと認めるときは、大阪府知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第4 広域応援等の受入れ

広域応援等を要請した場合は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、地域防災拠点、その他適切な場所へ受け入れる。

第5 近隣市町村への支援

本町域での被害が比較的少なかった場合は、町域内における自力での災害対応に努めるとともに、応援要請を受けた場合などにおいては、近隣市町村における被害の甚大な地域に対して、積極的に支援を行う。

第3節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、本町内が関係地域の全部又は一部と なった場合、本町は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、本 町の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

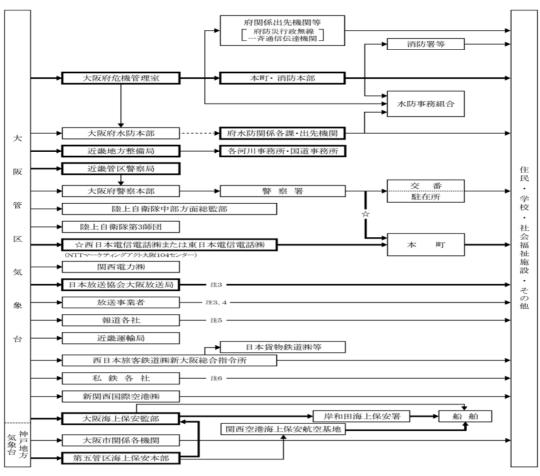
情報収集伝達・警戒活動 第2章

警戒期の情報伝達 第1節

気象予警報、津波警報・注意報等の伝達 第1

本町は、大阪管区気象台から発せられる気象予警報、津波予報等をあらかじめ定め た経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど被害の未然防止及び軽 減のための措置を講ずるものとする。

津波予警報等の関係機関への伝達経路



- 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す

 - A線は、3.8条表的伝に規定されびは理性的でいう。 か印は、建設警報、同解除(津波注意報)の場合のみ。 津波警報受領時は、緊急形状信号を発信し、その内容を放送する。 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社
 - マのか。 韓道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社
 - 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北 大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トラポートシステムの10社である。

第2節 警戒活動

第1 水防活動

【資10】

本町は、本町域において、洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、同本部のもとに水防活動を実施する。また、災害発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

第2 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、本町職員、警察官、海上保安官等に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

第3 ライフライン・交通等警戒活動

【資7】

- 1 ライフライン事業者 気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。
- 2 交通施設管理者 気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに施設設備の 点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。
- 3 放送事業者(日本放送協会、民間放送事業者) 気象情報等の収集に努める。

第4 港湾警戒活動

防災関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備え、本 町は、これに協力する。

第5 流木防止活動

関係機関は、港湾・河川等において、高潮等によって生じる係留木材の流出事故に備える。

第3節 津波警戒活動

第1 避難対策等

本町は、防災関係機関と協力して、避難勧告・指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

- ・避難の勧告・指示、誘導
- ・あらゆる手段を使って、住民等へ周知
- ・水防団等による正確な大津波警報等の収集及び伝達、津波からの避難誘導等

第2 水防活動

津波の来襲が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

第3 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時、緊急対応を行うとともに、 津波からの円滑な避難を確保するための対策を実施する。

第4 交通対策

- ・津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定 されている区間について、必要に応じて通行の禁止又は制限
- ・列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が 高いと予想される区間がある場合、運行を停止
- ・船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の整理・指導

第4節 発災直後の情報収集伝達

【資3(2)】【資 様式 被害情報報告用様式】

第1 情報収集伝達

災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握 及び情報収集活動を行い、防災関係機関等に迅速に伝達する。

第2 通信手段の確保

災害発生後、無線通信機能の点検、支障が生じた施設設備の復旧を行う。携帯電話、 衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

第5節 災害広報

被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供する。

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動

【資10】

被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努め、消火活動、救助・救急活動を 実施する。本町単独では、十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合など、大 阪府、大阪市消防局あるいは他市町村などに応援を要請する。

第1 消防団

【資6(5)】

消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生その他により必要と認めたときは、非常警備体制を命じるとともに、町長及び消防長の命により緊急出動する。

第2 自主防災組織

【資2(3)】

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助、救急活動を実施する。

第3 惨事ストレス対策

本町は、救助・救急又は消火活動等を実施するにあたって、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 医療救護活動

第1 現地医療対策

- ・医療救護班を編成し、被災現地に派遣して医療救護活動を実施する。
- ・災害現場近くの適当な安全な場所に応急救護所を設置、運営し、避難所その他 適切な場所に医療救護所を設置、運営する。
- ・災害発生直後に、救護班等が応急救護所で応急処置やトリアージ等を実施する。

第2 後方医療対策

救護所では対応できない患者や病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ、治療を行う。

第3 医薬品等の確保・供給活動

【資5(1)】

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の確保体制を整備し、調達、供給活動を実施する。

第4章 避難行動

第1節 避難誘導

【資3(3)】

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。

その際、本町は、「避難行動要支援者支援プラン」を定め、それに沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため、 特に必要があると認める場合は、避難のための勧告・指示を行う。

避難指示等の実施にあたっては、本町防災行政無線(同報系)、広報車、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

- (1) 避難者は地区内の公園・空地等に集合し、事前に選定した安全な経路を通って徒歩により避難する。
- (2) 避難誘導は、なるべく自主防災組織、自治会単位で行う。
- (3) 避難の誘導にあたっては、病弱者、高齢者、幼児、障がい者その他単独で避難することが困難な者を優先するとともに、出来る限り早めに事前避難させる。
- (4) 火災等で最初の避難所が危険と判断された場合、より安全な一時避難場所等へ移動する。

第2節 避難所の開設・運営

【資8(1)】【資8(2)】

第1 避難所の開設と管理・運営

- (1) 避難収容が必要と判断した場合、安全な避難所を指定するとともに住民に周知し、避難所を開設する。
- (2) 避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請などにより、必要な施設の確保を図る。
- (3) 施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

第3節 避難行動要支援者への支援

【資10】

被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

【資10】

救助・救急・消火、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

第1 陸上輸送

- ・災害応急対策実施のための緊急交通路の確保
- ・緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制の確保

第2 水上輸送

・関係機関の協力により、水上輸送による緊急輸送活動を実施

第3 航空輸送

・大阪市消防局等の協力により、航空輸送による緊急輸送活動を実施

第2節 交通の維持復旧

交通機関の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じ、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

- ・鉄道線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設の優先応急復旧
- ・道路の復旧は、緊急交通路を優先して応急復旧を実施

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

関係機関は、余震又は大雨による浸水、地すべり及び建築物の倒壊等に備え、二次 災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて、住民の啓発に努める ものとする。

第1 公共土木施設等

- ・被害状況の把握、被災施設や危険箇所の点検、必要な応急措置の実施
- ・特に、人命に関わる重要施設に対し、早急に復旧できるよう体制等を強化

第2 公共建築物等

- ・被災した公共建築物の被害状況の早期把握、必要な応急措置の実施
- ・二次災害を防止するため、危険建物への立ち入り禁止措置や避難対策を実施

第2節 民間建築物等応急対策

本町及び関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3節 ライフライン・放送の確保

【資7】

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等 を進めるとともに、応急供給、サービス提供、広報等を行う。

第7章 被災者の生活支援

第1節 オペレーション体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、府、 本町は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

第2節 災害救助法の適用

【資11】

災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達した場合など、必要に応じて災害救助法の適用を申請する。

第3節 緊急物資の供給

【資9(6)】

被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

第4節 住宅の応急確保

被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずる。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

各応急仮設住宅の適切な運営管理を実施する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第5節 応急教育

本町教育委員会は、被災後も学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

第6節 自発的支援の受入れ

本町は、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、忠岡町社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被 災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生 状態を保つように努め、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

第2節 廃棄物の処理

【資5(2】【資10】

し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

津波堆積物を含む災害廃棄物等については、適正な分別・処理・処分を行うととも に、有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民及び作業者の健康管理及び 安全管理に十分配慮する。

第3節 遺体の処理、火葬等

【資5(3)】

府警察(泉大津警察署)及び第五管区海上保安本部(岸和田海上保安署)と連携し、 遺体の処理、火葬等について、必要な措置をとる。

第4節 社会秩序の維持

大阪府及び防災関係機関と連携して、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を請する。

『東海地震の警戒宣言に伴う対応』

警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進める。

第4編 事故等災害応急対策

第1節 海上災害応急対策

大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等(以下「危険物等」という。)の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施するものとする。

第2節 鉄道災害疝急対策

鉄道事業者及び本町、大阪府その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第3節 道路災害疝急対策

道路管理者及び本町、大阪府その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第4節 危険物等災害応急対策

本町及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危険防止を図るものとする。

第5節 高層建築物、市街地災害応急対策

高層建築物等の災害に対処するため、本町は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、各種対策を実施する。

第6節 その他災害応急対策

忠岡町地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、 その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にも航空機の墜落等の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用し、必要な急対策を講ずるものとする。

第5編 災害復旧·復興対策

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進

本町、大阪府をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重し、災害発生後の町民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するととも に、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第2節 被災者の生活確保

【資9(4)】【資9(5)】【資12】

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。

第3節 中小企業の復旧支援

被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じ、本町における被災した中小企業の早期復旧を促進する。

第4節 農林漁業関係者の復旧支援

被災した農林漁業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の 融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じ、本町における被災した農林 漁業関係者の早期復旧を促進する。

第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

第2章 災害復興対策

第1節 復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、府、本町は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、府、本町は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第2節 本町における復興に向けた取組み

復興に向けて、以下の取組みを行う。

- ①復興対策本部の設置
- ②基本方針の決定
 - ・大規模災害からの復興の日標に関する事項
 - ・大規模災害からの復興のために、町が実施すべき施策に関する方針
 - ・町における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大 規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
 - ・その他、大規模災害からの復興に関し必要な事項
- ③復興計画の策定
- ④復興計画策定の方向

復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定める。

また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、 多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 本町における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) その他復興事業の実施に関し必要な事項